

Ⅱ 麦・大豆に係わる新たな制度の概要

〈麦 類〉

1 新たな麦政策大綱

(平成10年5月29日 農林水産省省議決定)

1) 新たな麦政策の構築にあたっての基本的な考え方

国内産麦については、昭和27年以降、制度的には、自由な民間流通を前提とし、生産者の申し込みに応じて無制限に買入を行うという間接統制であった。

しかしながら、大幅な売買逆ざやから、米と異なりその大宗が政府を経由して流通しており、その中で、需要と生産の大幅なミスマッチが発生。また、政府を経由して流通することから、良品質麦を生産しても生産者はプレミアムを手に入れることなく、その努力が報われない状態であった。

このような問題を踏まえ、平成10年5月、麦作農家及び麦関連産業の将来展望を切り拓いていくため、各般の施策を総合的に推進することを内容とする「新たな麦政策大綱」が決定された。

特に、同大綱においては、「需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進する観点から、国内産麦については、これを実体的にも自由な民間流通に委ね、生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う仕組みを導入することとし、このため、民間流通の仕組みを構築するとともに、民間流通への移行に際し、「麦作経営安定資金」を導入することとされた。

2) 「新たな麦政策大綱」における主要な施策

(1) 国内産麦

①生産者と実需者の品質評価を反映した直接取引を行う民間流通への円滑な移行

②生産者の経営安定等を図るため「麦作経営安定資金」の創設（生産者コストに着目し、これまでの買い入れ価格と民間販売価格との差額を資金から補填）

③災害時における収入減にも対応し得る「災害収入共済方式」の導入

④実需者との連携による品種改良の推進、産地ごとの品質管理・生産体制の整備等麦の生産対策・研究開発の充実強化

⑤民間流通が定着するまでの間、政府買入れの継続

(2) 外国産麦

従来どおり国家貿易による計画的な輸入・売り渡しの実施

(3) 麦加工産業

製粉企業の経営基盤、国際競争力強化等を図るための再編・整備

(4) 飼料用麦等

「専増産ふすま制度」及び「国内産飼料用大麦に係る制度」の廃止（H14年度末で廃止）

2 麦の民間流通の仕組み

1) 民間流通の基本フレーム

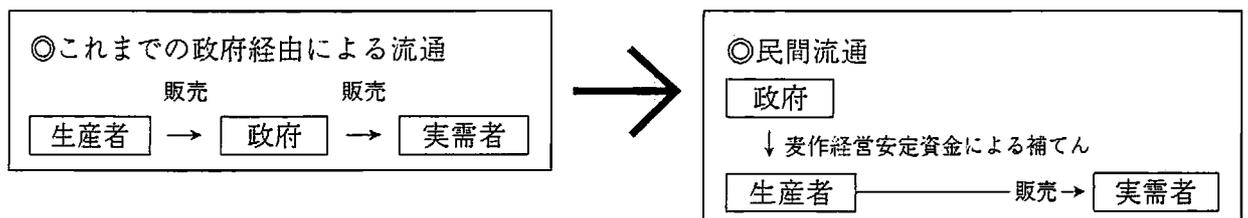
生産者の民間流通への不安を取り除き、安心して民間流通に取り組めるよう以下のように仕組みを構築。

- ・生産した麦の販売を確実にすることにより安心して作付が行えるようにするための播種前契約
- ・天候要因による豊作、不作等の作況変動があっても契約したままの価格で取り引きされる一定許容幅（小麦で±15%）の設定
- ・初年度の「入札の基準となる価格」については「現行の政府売渡価格」とし、過度な価格変動を抑制するための入札における値幅制限（一定期間は±5%）の設定
- ・産地事情によりすぐには民間流通に移行できない地域や、一定の許容幅を上回り民間流通の契約ができなかった場合のための政府買入の継続

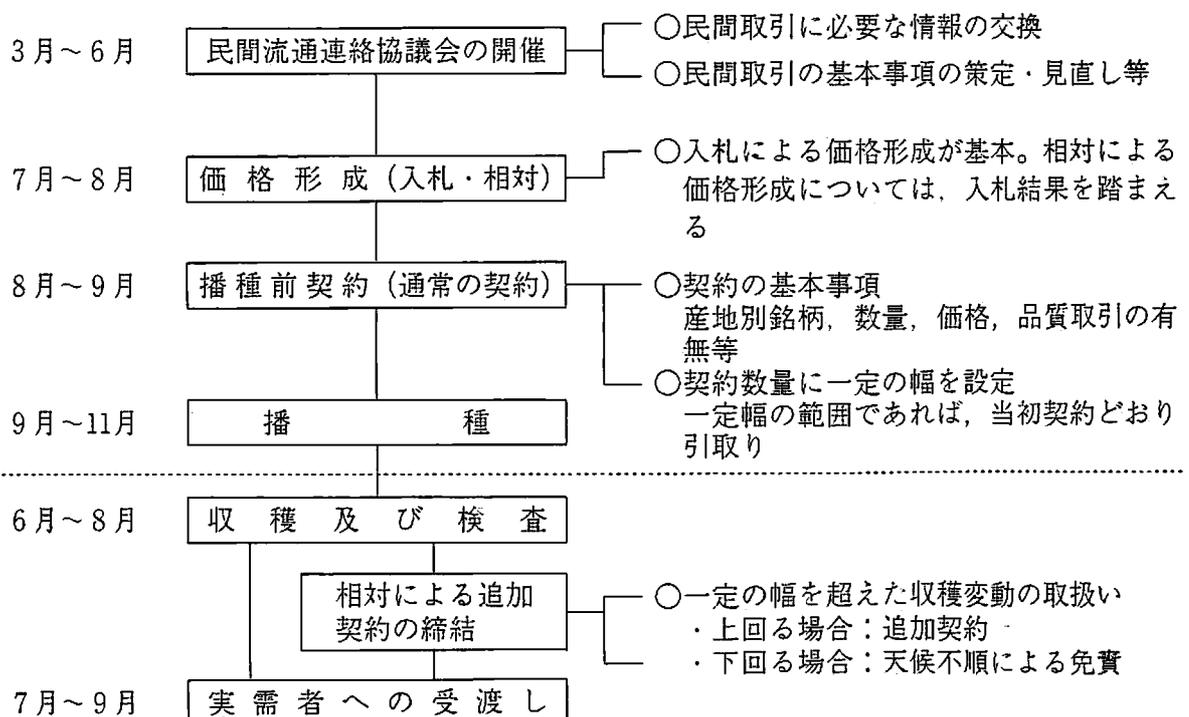
また、需要に即した良質麦の生産を推進する観点から、新たに品質取引を導入することとし、生産者と実需者の合意が得られたところから実施。

なお、需要の9割をまかなう外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて、国家貿易により政府が計画的に輸入・売渡をしているところであり、これにより、民間流通下においても、国内麦の需要と価格の安定を確保。

●民間流通のイメージ



●民間流通の基本的フロー



2) 具体的な民間流通の仕組み

民間流通連絡協議会（全国・地方）における協議

[全国協議会]

- 構成：全中、全農、全集連、主な県中央会、県経済連、全農県本部、製粉企業、精麦企業、実需者団体
- 事務局：全農、製粉協会、全麦連
- 協議内容：民間取引に必要な情報の交換、実需と生産のミスマッチ解消
民間取引の基本事項の策定・見直し

[地方協議会]

- 構成：県中央会、県経済連または全農県本部、県集連、主要農協等、製粉企業、精麦企業、実需者団体等
- 事務局：県経済連または全農県本部
- 協議内容：民間取引に必要な情報の交換

価格形成（入札・相対）

透明性のある適正な価格を形成する観点から、入札による価格を基本。相対は、入札による指標価格を基本とする。

[入札による方法]

- 入札の時期と回数：播種前に原則2回実施
- 入札の基準となる価格は前年産の産地別銘柄の指標価格
- 入札の基準となる価格の±5%の範囲（値幅）内で形成
- 入札実施毎に産地銘柄別、売り手別に1通の申込
- 義務上場は、産地別銘柄別の販売予定数量が小麦が3,000トン以上、大・はだか麦は1,000トン以上の銘柄（ただし、過去3年平均の都道府県内における流通比率が80%以上の銘柄等を除く）
なお、売り手別に上場数量が100トン未満の銘柄は義務上場から除くことができる
- 売り手の希望により希望上場
- 義務上場及び希望上場の上場比率は、小麦、大・はだか麦ともに産地別銘柄別販売予定数量の30%。
第1回、第2回入札とも総上場数の1/2を上場
- 買い手別の申込限度数量は、第1回目、第2回目入札毎の上場数量×買い手別シェア×1.35

[相対による方法]

- 上場銘柄は、入札の指標価格を基本
- 非上場銘柄は、類似上場銘柄の指標価格等を基本

播種前契約（通常契約）の締結

[契約当事者]

- 売り手：県経済連又は全農県本部、県集連
- 買い手：個別企業、全粉協、県醤油組合、県精麦組合等

[契約の基本事項]

- 産地別銘柄、数量、価格、受渡条件、品質取引の有無、代金決済の方法等

[契約数量の「一定幅」]

- 作柄変動の大きい麦の作物特性に鑑み契約数量に「一定幅」を設定
(小麦±15%、大麦±10%、はだか麦±20%)
- 「一定幅」の範囲内であれば、当初契約どおりの引き取り
- 「一定幅」を上回る場合は、上回った数量について追加契約の対象
- 「一定幅」を下回る原因が、天候不順等の理由によるものは免責、生産者の責任に帰する場合は違約の対象

[取引価格]

- 播種前の契約価格に、等級間格差、包装形態の格差、品質評価基準の価格差等を加算減算して確定

品質取引

- 需要に即した良質麦の生産を推進する観点から、品質取引の実施
- 生産者と実需者との合意により一定の基準に基づきプレミアム・ディスカウントを実施

製粉用小麦の品質評価基準及び価格差

項目	基準値	価格差
容積重	840g/ℓ以上 833g/ℓ以上840g/ℓ未満	+60円/60kg +30円/60kg
水分	10.5%以下 10.5%を超え11.0%以下	+30円/60kg +15円/60kg
でん粉粘度 (フォーリングナンバー)	基準値300未満 ただし、ディスカウントは270未満	▲30円/60kg

3 麦作経営安定資金

1) 麦作経営安定資金の基本的考え方(大綱抜粋)

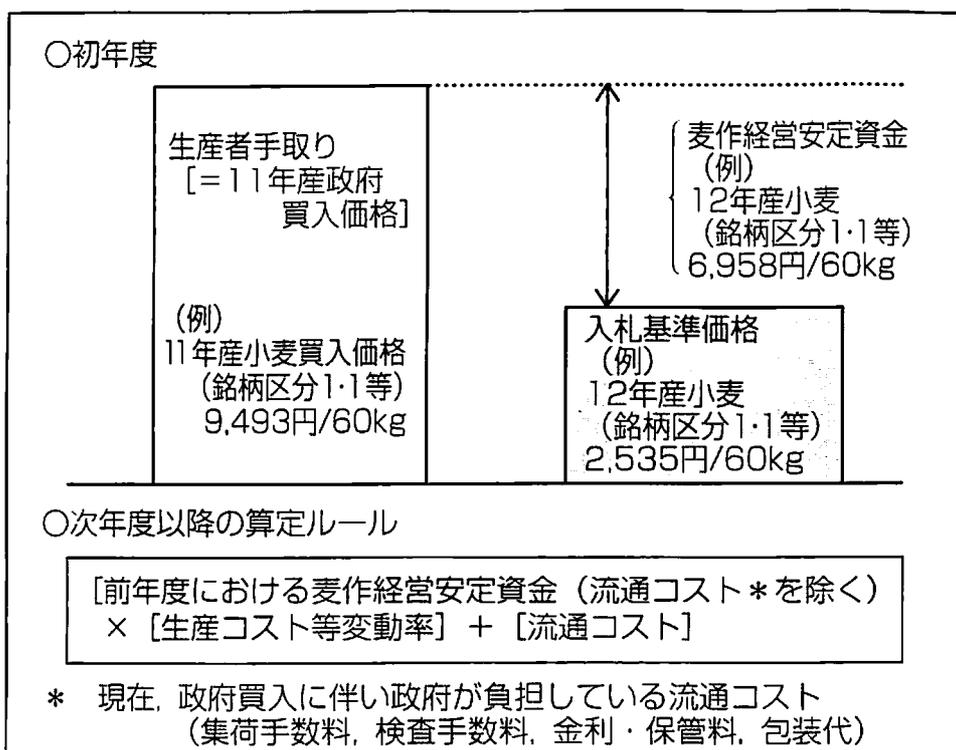
民間流通への移行に際しては、生産者の経営安定等を図るための新たな措置として「麦作経営安定資金」を創設する。

その水準については、今後の麦作の担い手となるべき生産性の高い経営体の経営安定に資する¹⁾から国内産麦の生産コストに着目することとし、また、その対象は新たに民間流通する国内産麦で主食用の検査基準を満たすものとする。

2) 初年度(平成12年産)における「麦作経営安定資金」の水準

初年度(平成12年産)における「麦作経営安定資金」を算定する上での「現行生産者手取り」については、12年産麦の播種前に決定することとの関係で「11年産政府買入価格」とし、初年度における「麦作経営安定資金」の具体的水準は、「11年産政府買入価格」と「入札の基準となる価格(10年12月に決定された政府売渡価格)」の格差相当額とする。

●麦作経営安定資金のイメージ



●麦作経営安定資金の単価

種 類	銘柄 区分	平成 12 年 産		平成 13 年 産	
		1 等	2 等	1 等	2 等
小 麦 円/60kg	I	6,958	6,236	6,933	6,214
	II	6,463	5,741	6,440	5,720
	III	6,216	5,494	6,194	5,474
	IV	5,726	5,004	5,705	4,986
小粒大麦 円/50kg	II	5,032	4,430	5,014	4,414
	II	4,616	4,014	4,599	4,000
	III	4,413	3,811	4,397	3,797
	IV	4,002	3,400	3,988	3,388

3) その他関連対策

民間流通における良品質麦への生産誘導の観点から、「現行の麦管理改善対策に変わる新たな奨励措置」及び「品質取引」等を導入することとした。

◎主な奨励措置

- ・ 契約生産奨励金
- ・ 民間流通定着・品質向上支援 (13年産より)
- ・ 流通コスト合理化取組支援 (13年産より, 生産者団体に助成)
- ・ 品質取引普及定着緊急支援 (13年産より)
- ・ 品質取引

※詳細な助成額については別紙参考資料「農家手取額のイメージ」を参照

〔参考資料〕 農家手取額のイメージ（小麦）

（60kg当たり）

	12年産		13年産	
政府買入価格 麦作経営安定資金 （銘柄区分1・1等）	民間流通 入札の基準となる価格 2,535円		政府買入 政府買入価格 9,424円	
		麦作経営安定資金 （昨年決定） 6,958円		民間流通 入札の基本となる価格 （12年産の産地銘柄別指標価格） 2,413円～2,661円 麦作経営安定資金 6,933円
契約生産奨励金 〔民間流通麦促 進対策〕	Aランク1等 600円 Bランク1等 450円 Cランク1等 150円		Aランク1等 400円 Bランク1等 250円 Cランク1等 50円	Aランク1等 600円 Bランク1等 450円 Cランク1等 150円
麦価関連対策	（昨年決定） ○民間流通への円滑な移行支援 基本助成 150円 A～Cランク1等 50円			○民間流通定着・品質向上支援 基本助成（1等）..... 100円 良品質麦加算 50円 （約15億円） ○流通コスト合理化取組支援 （約2億円） ○品質取引普及定着緊急支援 基準額（1等）..... 30円 （約3億円）
品質取引	容積重 840g/ℓ以上 +60円 833g/ℓ以上840g/ℓ未満 +30円 水分 10.5%以下 +30円 10.5%超11.0%以下 +15円 でん粉粘度 300未満 Δ30円 （ただし、ディスカウントは270未満）			容積重 840g/ℓ以上 +60円 833g/ℓ以上840g/ℓ未満 +30円 水分 10.5%以下 +30円 10.5%超11.0%以下 +15円 でん粉粘度 300未満 Δ30円 （ただし、ディスカウントは270未満）

（注） 1. 入札の基準となる価格は、消費税を含む価格である。
2. A, B, Cランクは、政府買入価格の銘柄区分Ⅰ, Ⅱ, Ⅲにそれぞれ対応する。

4 農業共済（NOSAI）制度

(1) 麦の災害収入共済方式

新たな麦政策の推進（民間流通への移行）に伴い、麦作農家の経営安定を図る観点から農作物の減収または品質の低下に伴う生産金額の減少を補填する「災害収入共済方式」が平成13年産麦から試験的に導入された。

災害収入共済方式は、その地域で生産される麦の概ね全量がJ A等に出荷され、この数量を把握することのできる旧市町村単位以上の区域において、農林水産大臣の地域指定を受けることで実施できる。指定地域内の農業共済組合員（以下この項において「組合員」という。）で麦共済に加入する者は、収量建7割補償の一筆方式か、災害収入共済方式かという選択はできず、基本的に災害収入共済方式で加入することとなる。このため、地域指定を受ける場合は、農業共済組合の総代会での特別決議を要する。

災害収入共済方式は、基本的にJ A等に出荷された実績（出荷伝票等）に基づいて引受、損害評価が行われ、より組合員ごとの生産実態に即した方式となっている。

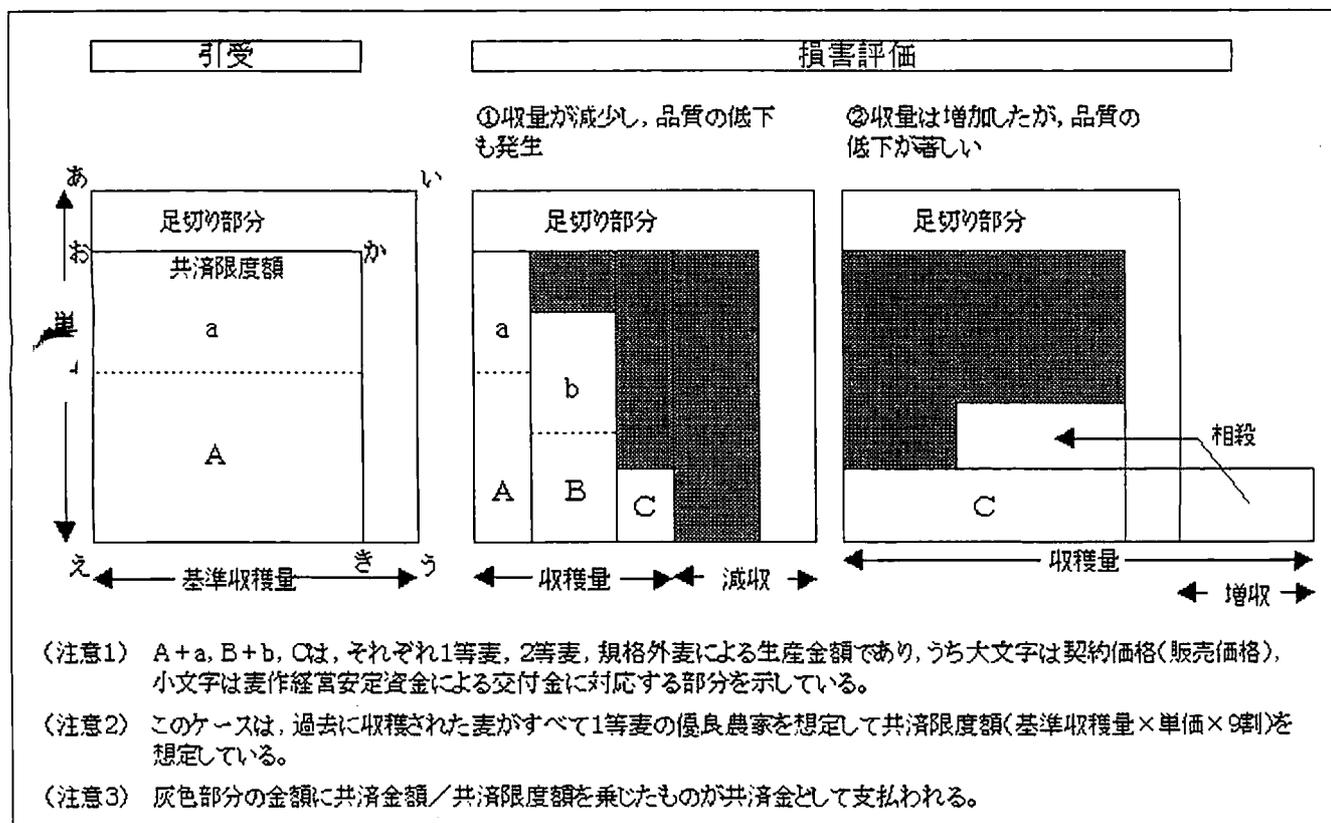
〔災害収入共済方式の仕組み〕

災害収入共済方式の共済金は、気象上の原因または病虫害等による、減収または品質の低下により、農家ごとの生産量が基準収穫量を下回り、かつ生産金額が共済限度額（基準生産金額（過去の実績に基づく平年的な生産金額。）の9割に相当する金額。）を下回ったときに支払われる。

$$\text{支払共済金} = [\text{共済限度額} - \text{生産金額}] \times \text{共済金額} / \text{共済限度額}$$

基準生産金額は、組合員ごと麦の産地銘柄ごと規格等級ごとに、基準収穫量×kg単価となるので、災害収入共済方式の仕組みのイメージは図1のように表すことができる。

（図1）麦の災害収入共済方式のイメージ



〈引受〉

図1の「あいうえ」で囲まれた基準生産金額に、9割を乗じた「おかきえ」が共済限度額となる。組合員は加入時に基準生産金額の6割から9割の範囲で任意の割合を選択する。基準生産金額にこの割合を乗じた金額が共済金額（最高補償金額）となる。

なお、図1では説明を容易にするため、全量民間流通で産地銘柄が一つで過去に収穫された麦がすべて1等麦であった組合員が、9割の補償を選択した場合としている。

実際には、規格ごとの平年単収に単価（1、2等ではこの単価に麦作経営安定資金を含む）を乗じ、この産地銘柄ごとの合計に引受面積を乗じた金額の組合員合計が基準生産金額、規格ごとの平年単収に品質指数（政府買入れ価格の平均単価に対する規格ごとの単価の割合）を乗じた単収の、産地銘柄ごとの合計に引受面積を乗じた収穫量の組合員合計が基準収穫量となる。

共済掛金は共済金額に過去の実績等から設定される共済掛金率を乗じて求める。

組合員が負担する共済掛金は、共済掛金から超過累進方式で計算される国庫負担掛金を差し引いた金額となる。

共済細目書の提出（加入申込）は10月中下旬、共済掛金の払込期限は12月中下旬と一筆方式と同じくなる。

〈損害評価〉

災害収入共済方式の損害評価は、JA等に出荷された産地銘柄ごと規格等級ごとの出荷実績によって行われる。このため、共済金は出荷状況を確実に把握できる時期以降の11月上中旬までに支払われることとなる。

災害収入共済方式は、当該組合員の当該年産の生産量が災害によって基準収穫量を下回ったときに、共済限度額から当該年産の生産金額が下回った金額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じた金額が共済金として支払われる。生産量は共済金の算定基礎ではなく、あくまでもトリガー（引き鉄）として、支払い対象になるかどうかの判断だけに用いられる。

当該年産の生産量は、産地銘柄ごと規格等級ごとの出荷数量に引受時に設定される当該規格等級ごとの品質指数を乗じた調整後収穫量を組合員ごとに合計して求める。品質指数を乗じることで、図1の②のように、増収減益の場合も調整後収穫量が基準収穫量を下回ることが発生する。

当該年産の生産金額は、産地銘柄ごと規格等級ごとの出荷数量に引受時に設定される当該規格等級ごとの単価を乗じた生産金額を組合員ごとに合計して求める。

損害評価の結果は、翌年産以降の基準収穫量、基準生産金額等に反映される。

(2) 麦種別類区分の導入

一筆方式にあっては、生産農家の経営が麦の種類（小麦、六条大麦など）別に行われている実態から、平成12年産麦より麦の種類別に引受・損害評価を行うこととなった。

これにより、従来までは秋播き麦一本だった共済掛金率が、小麦・六条大麦の別に設定されるようになった。

この項についての問合せ先：NOSA I 宮城農蚕園芸部農蚕課

Tel 022-225-6713（直通）

〈大豆〉

1 新たな大豆政策大綱

(平成11年9月30日 農林水産省省議決定)

1) 新たな大豆政策大綱構築の経緯 (大綱抜粋)

平成11年7月に取りまとめられた「水田を中心とした土地利用型農業の活性化の基本方向(大綱骨子)」において、大豆については、生産者が実需者ニーズを踏まえて品質向上、生産性向上等の努力をすれば報われ、実需者も希望してこれを需める状況を創出するため、生産者・実需者間で安定的な取引関係を構築し、生産・流通体制の整備を図った上で、現行の不足払い制度を見直し、市場評価が生産者手取りに的確に反映されるような新たな助成制度を検討することとし、新たな大豆政策大綱として取りまとめられた。

2) 「新たな大豆策大綱」における主要な施策

(1) 取引の在り方の見直し

① 取引形態の多様化

国産大豆の需給相均衡した量的拡大を図っていく上では、生産者・実需者で安定的な取引関係が構築されることが重要であり、このため、入札取引において適正かつ透明な価格形成が行われることを前提として、相対取引・契約栽培の拡充を図る。

② 入札取引の透明化・適正化

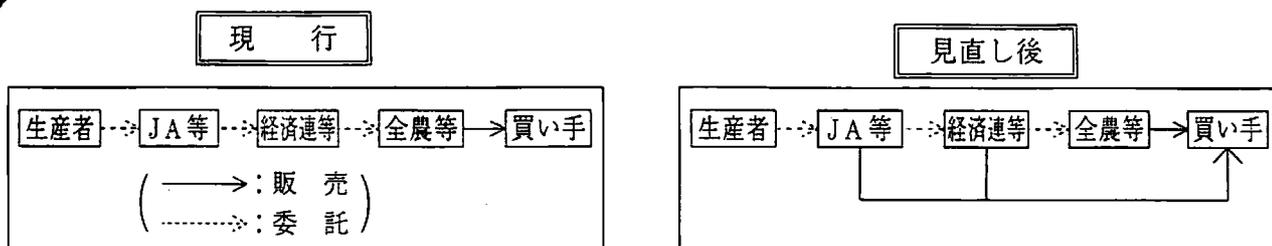
需給事情や品質評価を反映して銘柄ごとの市場評価をより透明かつ適正に行うことができるよう、入札取引について、市場開設者と売り手の分離、結果の公表等を行う。

新たな市場開設者として(財)日本特産農産物協会が入札等の実施を行う。

(2) 販売・生産体制の見直し・強化

① 多元的販売の実施

年間を通じて安定的な販売が行われるよう、全国団体の調整の下に計画的かつ合理的な販売を、単協、経済連を含め多元的に展開する。



② 適切な情報交換・提供

実需者ニーズに沿った販売・生産を推進するため、生産者・実需者で構成する協議会(全国段階：国産大豆協議会)における両者の情報交換を緊密化するとともに、生産者団体は、定期的に需給・価格情報に関する委員会(全国段階：大豆情報委員会)を開催して各種の情報を分析の上、それを踏まえて今後の生産方針等を決定し、公表等を通じて情報や決定事項を生産者に的確に伝達し、確実に実行する。

(3) 交付金制度の見直し

新たな交付金制度は、銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映され、需要に応じた良品質大豆の生産拡大に資する観点から、原則として事前に定めた全銘柄共通の一定単価により助成するシステムに見直す。

(※制度の詳細については「2 新たな交付金制度」を参照のこと)

(4) 大豆作経営安定対策の創設

価格の変動に対応するため、銘柄ごとの補てん基準価格からの低下額の一定割合を補てんする大豆作経営安定対策（通称「豆経」）を創設。

(※制度の詳細については「3 大豆作経営安定対策」を参照のこと)

(5) その他

品種・栽培技術の開発・普及、機械・施設の整備、大豆共済の加入促進、原料大豆の国産使用表示の的確な実施等の推進。

2 新たな交付金制度

1) 基本的考え方

従来大豆交付金制度は、販売努力のいかにかわらず生産者手取りが平準化され、生産者の生産・販売努力が促進されにくい仕組みとなっていたことから、市場評価を生産者手取りに的確に反映させ、需要に応じた良品質大豆の生産拡大に資するよう交付金制度を見直し、大豆の生産の確保と農家所得の安定を図ることを目的としている。

2) 助成単価

生産費を基準に定める基準価格と販売価格との差額を補てんする不足払い方式から、努力した生産者がより高い手取りを実現できるよう、事前に定める定額交付金単価（全銘柄一律）による助成方式に改める。

① 初年度（平成12年度）の助成単価

8,350円/60kg（全銘柄共通）

(※この他価格低落に備えた特別措置 150円/60kg)

② 次年度以降

次年度以降の助成金単価は、生産性の向上を的確に反映させつつ、そもそも安定的運営を確保する観点から、生産費、収量等の動向を基本に透明性が確保された次のルールに基づいて算定する。

$$\text{当年産の助成金単価} = \text{前年産の助成金単価} \times \text{生産コスト等変動率}$$

③ 高価格で取引される銘柄の取り扱い

助成単価は、全銘柄共通のものとするが、過剰補償を避け、また、交付金を受けずして生産拡大を図ることのできる大豆の流通を拡大していく観点から、生産費水準を超える価格で取引引きされる銘柄については、助成単価を漸減させるものとする。

3) 販売計画

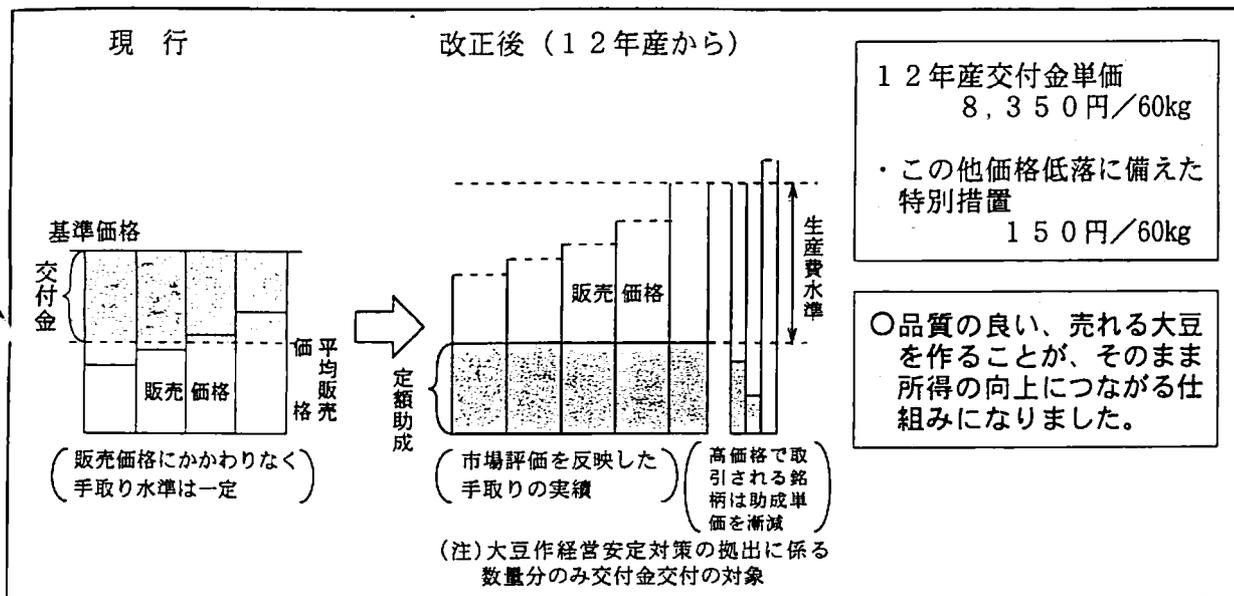
全農等の生産者団体は、大豆の販売を計画的かつ合理的に行うため、当該生産者団体及びその構成員（経済連、単協等）が行う販売事業に関する計画を策定し、農林水産大臣の承認を受けるものとし、この

計画に従って販売された大豆について交付金が交付される。

4) 運営上の留意点

交付金の交付と大豆作経営安定対策は一体として運営するものであることから、大豆作経営安定対策の拠出に係る数量のみを交付金の対象としており、交付金の交付を受ける場合は必ず大豆作経営安定対策の拠出を行うこと。

●新たな交付金制度のイメージ

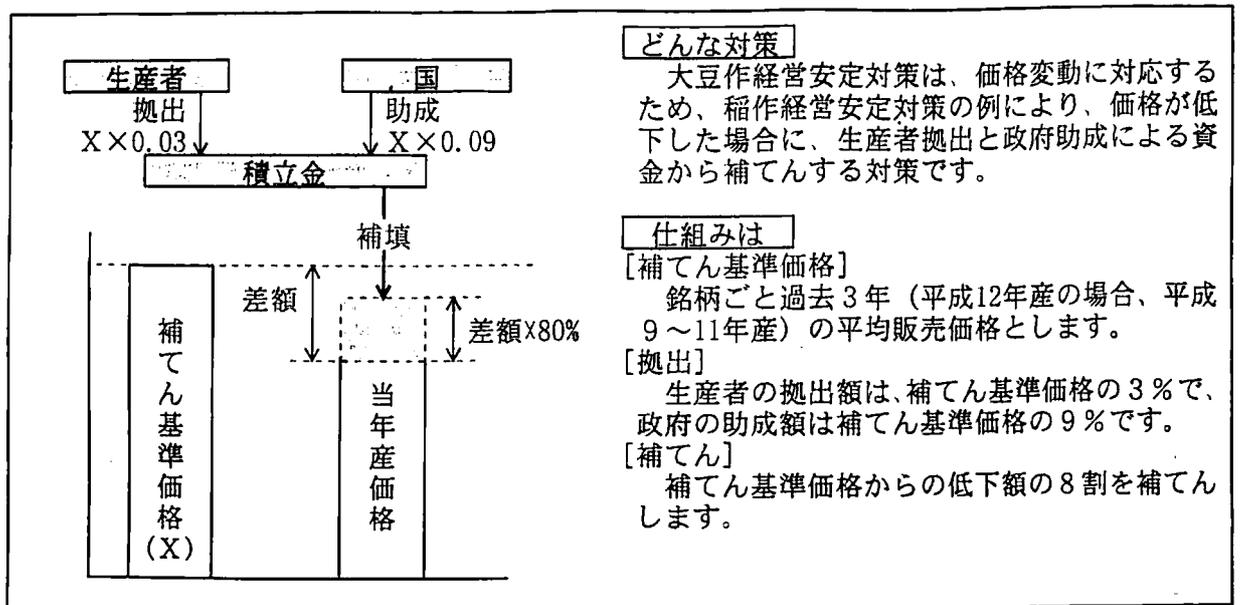


3 大豆作経営安定対策

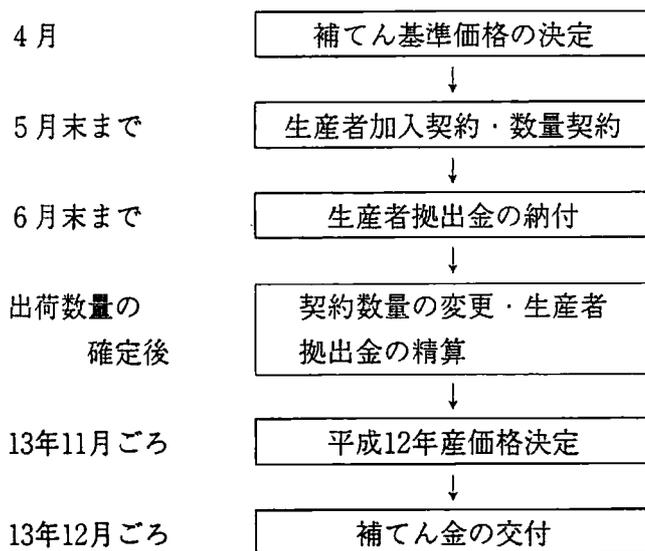
交付金制度の見直しにより、価格変動が農家の経営に対し影響を及ぼすこととなるが、農家経営と大豆生産の安定を図るため、大豆の販売価格の低下が農家経営に及ぼす影響を緩和する措置として大豆作経営安定対策（豆経）が創設された。

本対策は、生産者拠出（補てん基準価格の3%）と国の助成（補てん基準価格の9%）により造成する資金から、補てん基準価格（過去3年の平均販売価格）を下回る一定割合（8割）を補てんする仕組みである。

●大豆作経営安定対策のイメージ



●大豆作経営安定対策のスケジュール（例：平成12年産）



●本県主要品種の平成12年産補てん基準価格

銘柄名	補てん基準価格 (円/60kg)
コスズ	9,722
スズユタカ	6,018
タチナガハ	6,018
タンレイ	7,623
トモユタカ	6,018
ミヤギシロメ	8,546
その他	6,018

早わかり「新たな大豆政策大綱」

～市場評価を反映した生産者手取りの実現～

～価格低下の影響を緩和～

一体的運営

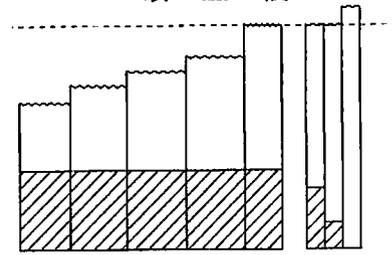
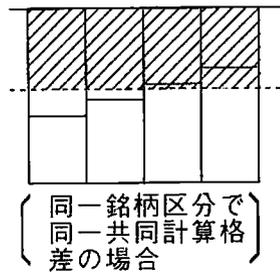
新たな交付金制度

大豆作経営安定対策

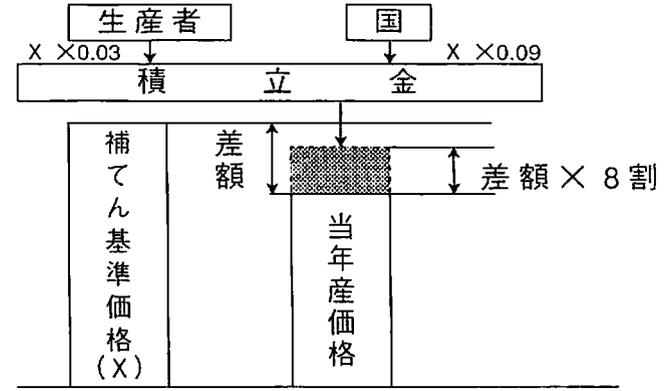
(12年産から)

現行

(12年産から)
改正後



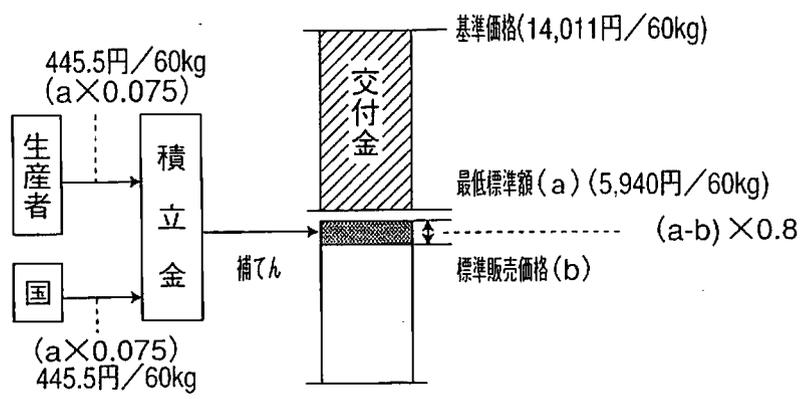
12年産交付金単価
8,350円/60kg
(この他価格低落に備えた特別措置 150円/60kg)



農家経営の
安定を確保

～新制度への円滑な移行を支援～

新たな大豆政策確立円滑化対策 (11年産)



需給相
均衡し
た量的
拡大

～安定的取引関係の構築～

- 取引形態の多様化 (相対取引の拡充等)
- 入札取引の透明化・適正化 (売り手と市場開設者の分離、結果の公平等)
- 多元的販売の実施 (全国団体の計画の下に販売を多元化)
- 生産者・実需者間の情報交換の緊密化 (国産大豆協議会)
- 生産者団体による情報の分析・生産者への伝達 (大豆情報委員会)

～生産体制の整備等～

- 品質・ロットの確保等に資する機械・施設の整備
- 実需者ニーズに即した品種開発
- 共済加入の促進
- 排水対策等土地基盤の整備

4 農業共済（NOSA I）制度

(1) 大豆共済の仕組み

大豆共済は、対象となる災害による耕地ごとの減収量の合計が、農家の総基準収穫量の2割を超える場合に、その超えた減収量（共済減収量）について共済金が支払われる「農家単位半相殺方式」となっている。

〈加入できるのは〉

大豆（枝豆用を除く）を10アール以上栽培している農家。

〈対象となる災害〉

風水害、干害、冷害、地震、噴火など気象上の原因による全ての災害、火災、病虫害、鳥獣害が対象。

〈補償される期間〉

発芽期（移植期）から収穫（通常の圃場乾燥期間を含む）まで。

ただし、共済掛金等が納入されるまでの期間に発生した災害は補償の対象とならない。

〈共済金額と共済掛金〉

共済金額（共済加入額）は、農業共済組合員（以下この項において「組合員」という）ごとに耕地ごとの基準収穫量の合計の8割（「引受収量」という）にkg当たり共済金額を乗じた金額となる。なお、基準収穫量は基準単収に引受面積を乗じた量で、基準単収は組合員ごとの過去の生産実績と、排水条件などの耕地条件から農業共済組合（以下「NOSA I」という）が行う現地調査結果によって決定する。

共済掛金は、共済金額に共済掛金率を乗じた金額で、国庫が共済掛金の55%を負担するので、組合員が負担する共済掛金は、共済掛金から国庫負担の掛金を差し引いた共済掛金の45%に相当する金額となる。

農作物共済と異なり、共済掛金が納入される前に

□例

20aの耕地3筆に大豆栽培をしている農家で、基準単収が3筆とも150kgに設定された場合の共済金額と共済掛金。kg当たり共済金額は233円、共済掛金率は11%とする。

基準収穫量	= Σ（耕地ごとの引受面積×基準単収）	= 900kg
引受収量	= 基準収穫量×8割	= 720kg
共済金額	= 引受収量×kg当たり共済金額	
	= 720kg×233円	= 167,760円
共済掛金	= 共済金額×共済掛金率	
	= 167,760円×11%	= 18,453円
国庫負担掛金	= 共済掛金×55%	= 10,149円
農家負担掛金	= 共済掛金－国庫負担掛金	= 8,304円

〈災害によって被害を受けたならば〉

対象になる災害によって被害を受けたならば、被害発生の都度、NOSA Iに連絡する。損害評価の時期には、被害の発生している耕地について被害申告（野帳申告）する。NOSA Iはこの耕地について損害評価を行い耕地ごとの生産量と減収量、分割減収量（管理粗放等によって減収した生産量）を把握する。

損害評価では、特定加工用大豆品位以上に調整したものを収量としている。

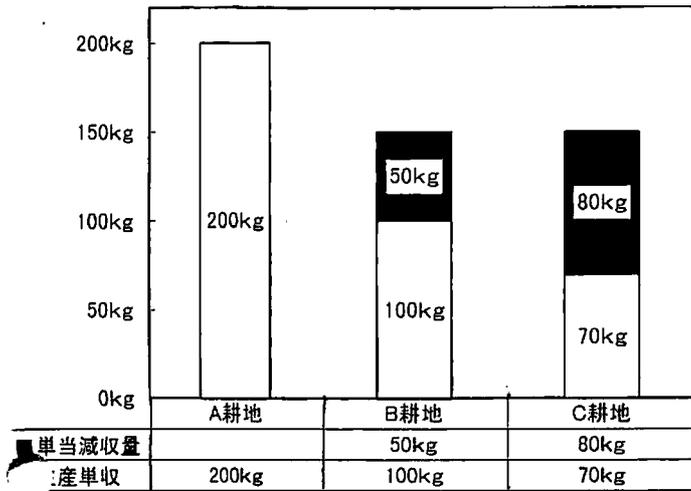
〈共済金の支払われ方〉

共済金は、組合員ごとに、耕地ごとの減収量の合計から基準収穫量の合計の2割を差し引いた共済

減収量にkg当たり共済金額を乗じて求める。

□例

共済金額と共済掛金の例の組合員について、耕地ごとの生産量、減収量が図1のような場合の共済金。



〈減収量〉

A耕地は 0 kg

B耕地：50kg /10a × 20a = 100kg

C耕地：80kg /10a × 20a = 160kg

合計 260kg

〈共済減収量〉

共済減収量 = 減収量 - 基準収穫量の2割

= 260kg - 900kg × 2割

= 80kg

〈支払い共済金〉

支払い共済金 = 共済減収量 ×

kg当たり共済金額

= 80kg × 233円 = 18,640円

(図1) 耕地ごとの生産量と減収量

(2) 大豆共済の実績

大豆共済の引受(図2)は、平成6年の204haを最小に、平成11年の1,027haを最大にしており変動が大きい。

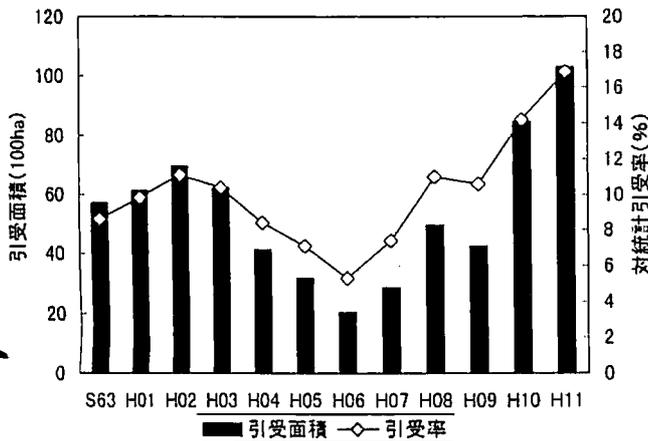
これは水田大豆の作付面積の変動が大きいこと等による。

統計作付面積に対する引受率は10%前後で推移しており、近年では上昇傾向にあるものの、全国平均の30%にはまだ遠く届かない。

一方、共済金支払い(図3)は、12年間で10%を超える被害率が7回も発生しており、平均も13.7%と高い。

引受率が低いために、平成10年の水害のような局地的な被害が顕著に現われてしまうこと

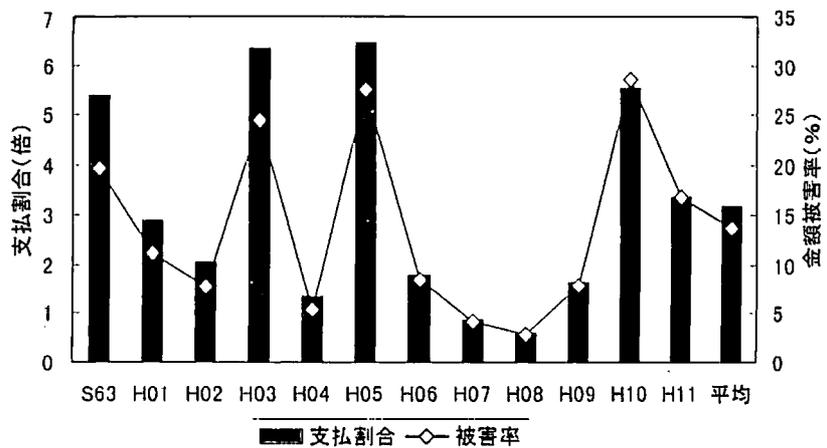
引受率が低いために、平成10年の水害のような局地的な被害が顕著に現われてしまうこと



(図2) 大豆共済の引受面積と対統計引受率

もあるが、水田に作付される大豆が、自然災害の影響を被りやすいことが、被害の発生頻度や被害率を高くしている要因として考えられる。

農家負担共済掛金に対する支払共済金の割合は平均で3.2倍にも達している。千円の共済掛金に対して3,200円の共済金が支払われていることになる。



※ 支払割合 = 支払共済金 / 家負担掛金

(図3) 大豆共済の支払割合と金額被害率

(3) 大豆共済加入促進

食料・農業・農村基本法の下、麦・大豆の作付がネガからポジへと位置付けられてきたころから、大豆の作付面積は増大するものと思われる。

一方で、水田に作付される大豆は、自然災害等の影響を大きく被りやすい。

大豆生産経営を安定的に行うためにはリスク・マネジメントとしての災害補償を経営計画に組み込んでいく必要がある。

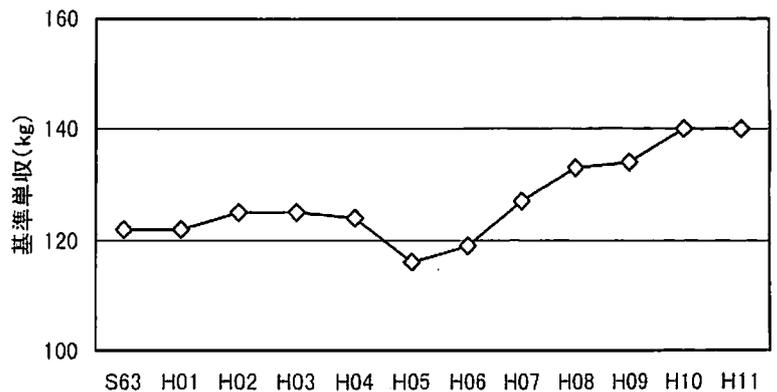
大豆共済の統計作付面積に対する引受率は最近上昇し20%近くになっているが、まだ全国平均から見ても低い水準にある。低い要因としては「基準単収が生産実態よりも低く十分な補償が期待できない」「大規模に作付をした場合、共済掛金が多額になり負担が大きい」といったことがあげられている。

このような情勢を踏まえ、平成12年度から「水田大豆加入促進高度化対策事業」がNOSA Iで行われている。

大豆共済の基準単収は、そのNOSA I組合での加重平均が、県で指示する過去の実績に基づいた単収の110%以内となるように設定することとなっているが、水田大豆加入促進高度化対策事業の制度の弾力的運用として、一定の条件を満たす場合には、これを250%以内とすることができるようになった。最近年では、基準単収の県平均も上昇しており（図4）、平成11年産では140kgとなっていることから、NOSA I組合平均で350kg近くまで設定できることとなる。

角田市などいくつかの市町村では、産業振興の一貫として、生産組織が麦・大豆共済に加入し共済掛金を納入した場合、そのいずれかの共済掛金相当額を助成している。これにより、生産組織のNOSA I加入意欲を動機付け、結果としてリスク・マネジメントが経営に位置付けられている。

大豆共済に加入しやすくする取組みを進めていく必要がある。



(図4) 大豆共済の基準単収に県平均

この項についての問合せ先：NOSA I 宮城農蚕園芸部農蚕課
Tel 022-225-6713 (直通)